



戦中戦後の国際関係における中華民国の対日賠償要求問題

団, 陽子

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2022-03-25

(Date of Publication)

2025-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8222号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008222>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

戦中戦後の国際関係における中華民国の対日賠償要求問題

令和4年1月

神戸大学大学院国際文化学研究科

団 陽子

第二次世界大戦後の中華民国の対日賠償要求問題を対象にした従来の研究では、冷戦進行に伴う米国の対外政策の変容に着目し、中華民国の対日賠償要求の結果が論じられてきた。これらの研究は、総じて中華民国の対日賠償要求は、米国の対日占領政策の転換によって挫折したと結論付けており、戦後当初において、米国が厳しい対日賠償要求を指向していたという立場に立脚している。しかし、対日賠償要求問題は、対日戦後処理の国際機関である極東委員会（以下、FECと略）の協議事項であり、連合国の利害にかかわる問題であるにもかかわらず、従来の研究ではFECにおける賠償問題の協議過程の詳細は明らかにされてこなかった。また、米華両政府内で策定された賠償問題に関連する方針やそれらの協議過程についても十分に顧みられてきたとは言いがたい。中華民国の対日賠償要求の実像や米国の占領政策の転換が中華民国の賠償要求を挫折に導いたのかどうかについては、戦中戦後を通じた米華両政府の賠償要求方針やFECでの協議過程を検討することなしには明らかにならないだろう。

このような問題意識から、本研究は、米国と中華民国の一次資料を基に、戦中戦後（主に1941年から1949年）における対日賠償要求問題に関する政策決定過程と外交交渉過程を中心に分析することで、中華民国の対日賠償要求問題の実態とその問題点の解明を試みた。特に、主要関係国間における国際関係とそれらの国々が抱える国内問題との相互作用が各国の賠償問題に対する立場にどのような影響を及ぼしていたのかに配慮した。

第1章では、戦後、日本占領の主体となる米国と最大の対日求償国となる中華民国との間には、早い段階で、対日賠償要求に対する立場の違いが生じていたのではないかという仮説に基づき、主な賠償対象である日本の在外資産と国内資産とに分けて、両政府の賠償要求政策を戦時中に遡って比較、検討した。その結果、日本の在外資産の処理方法については、各連合国が自国にあるそれらの資産を賠償として没収することに米華両政府ともに見解の相違はなかったが、特に日本の国内資産による賠償要求において立場の相違が認められた。中華民国側は自国の再建のために、いかに多くの賠償を獲得できるかを重視していたが、米国側は長期的な戦後経済政策の目標を、敗戦国を含めた国際的な市場経済の発展とし、賠償要求政策もその枠組みの中に位置づけていた。

第2章では、日本の在外資産の処理問題をめぐる国際関係について着目した。

日本の在外資産は、賠償取立の対象としてその大半を占めていたにもかかわらず、従来の研究では十分に検討されてこなかった。ここでは、中華民国が適用した在外資産の処理方法とそれがもたらした FEC への影響について考察した。米国側は、各国が獲得した日本の在外資産を「賠償」とし、賠償対象となる日本の国内資産と合算して各国で案分する処理方法を提案し、中華民国側もこれに賛成していた。しかし、中華民国は、ソ連軍が「戦利品」として撤去した中国東北地域の日本の在外資産の損失分を補填し、より多くの日本の国内資産を獲得するためにも中華民国独自の賠償処理方法を自国にある日本の在外資産に適用した。従来の研究が指摘するように「賠償」とみなす米英華が結束してソ連の「戦利品」視に対抗するという構図にはなっておらず、米華両政府は必ずしも賠償問題において協調関係にはなかった。中華民国の不明瞭な在外資産の獲得状況が英国を主とする他国の不満の原因となって日本の国内資産の分配協議に大きな遅れを生じさせ、最終的に、その遅れが米国の賠償中止を正当化する理由の一つとなった。FEC 各国の間では、最も多くの賠償を獲得し、賠償協議を滞らせる一因となった中華民国の賠償要求が挫折したという認識はなかった。

第 3 章では、賠償問題に関する従来の研究において FEC が重視されてこなかったことを踏まえて、FEC の設立経緯やその役割、さらに米華両政府の FEC メンバーと賠償問題との関連に注目し、その中で両政府がどのような方向性をもって賠償問題に臨もうとしていたのかについて検討した。戦後、米国政府が FEC の設立を急いだ背景には、他の連合国が一方的な対日戦後処理をしないようそれらの国々に対して牽制する意味があった。FEC の付託条項は、賠償問題に関しても最終的に米国側が望めば、その意向を中間指令によって実行に移すことができ、米国側が望まない政策には、概して拒否権によって阻止できる枠組みになっていた。FEC は、ある意味、米国にとって米国が望む政策に正当性を付与してくれる有用な機関であったといえる。また、米国側の FEC 人事は、少なくとも自国の対日戦後計画の目的を逸脱することなく、米国による日本占領の妨げとならないよう FEC での協議を制御していくべきとの認識のもとに構成されていたとみられる。一方、中華民国側の FEC 人事は、FEC において賠償をどれだけ獲得できるのかに力点を置いていた。これらの FEC 人事の力点からも、賠償問題に対する両政府の方向性の相違が認められる。戦時中に生じていた米華両政府の賠

償要求における立場の相違は、戦後の FEC のあり方においても引継がれていた。

第 4 章では、日本の国内資産の処理問題をめぐる FEC の協議過程を跡付けた。米国側は、中華民国側の要望を聞き入れる形で、「中間指令」を発令して日本の国内資産から賠償の一部前引渡しの実施を進め、その内 50%を中華民国に分配することを決めた。中華民国に対して同情的・協調的ともいえる処置である。しかし、米国側は、賠償分配に関する具体的な手続きや方法を決定する際に、求償国による日本の国内資産の獲得に様々な制限を設け、これらの国々が随意に資産を要求、獲得できないようにしていたことを明らかにした。米国側は、日本占領において自国が負担した占領費の回収を最優先にしており、日本経済の維持を重視した。一方で、中華民国は、実物賠償に加えて、様々な賠償方法によって日本からより多くの賠償を獲得することを模索した。これらの方針の相違からは、中華民国の賠償処理方針が米国の方針と比べて厳しく、賠償問題において米華間が必ずしも協調関係にはなかったことがみてとれる。米国は当初から懲罰的な賠償を指向しておらず、その意味において、中華民国の賠償要求は、米国の対日占領政策の転換を待つことなく、FEC 協議当初より中華民国の思惑通りには進展していなかったといえる。

第 5 章では、FEC の協議対象ではなく、米英華ソ四カ国の協議によって分配された日本国内に残された日本海軍艦艇の処理問題に着目した。中華民国側は終戦直後から、特に米国側に対して被害の甚大な中国の復興に配慮するよう求めていた。それは、米国が唱える「中国大国化」と、市場としての中国の復興に関心を寄せる米国側の意図を見据えた要求であったと考えられる。しかし、日本の占領管理問題をめぐって米ソ対立が表面化したことから、米国側はソ連側の要求を受け入れて四カ国による艦艇の均等分配を支持し、中華民国の要求に応えずにソ連側への対応を優先した。これらの経緯からは、米国の「中国大国化」は、対ソ問題を優先にした米国の対外政策のもとにあり、中華民国の賠償要求もその影響を受けていたといえる。

第 6 章では、第 5 章で論じた米国の対ソ優先という要因の他に、中華民国の対日賠償要求に影響を及ぼした要因が存在していなかったのか、中華民国政府内の艦艇分配に関する意思決定過程を取り上げて検討した。ここでは、中華民国の対日賠償要求と米国の対華援助が密接な関係にあり、中華民国側が米国の軍

事、経済援助に期待と依存を強めるほど、日本占領を実施する米国の利害が絡む賠償問題において中華民国側は譲歩せざるを得ない状況になっていたことが明らかになった。それは、米国からの援助を期待して、賠償問題で譲歩するという、ある意味、中華民国側にとって実利的な選択でもあった。

米華両政府の対日賠償要求の方向性は、戦時中から、特に日本の国内資産に対する賠償要求という点で異なっており、その矛盾は後の FEC の協議において度々顕在化した。中華民国の対日賠償要求には、終戦当初から賠償問題における米華間の利害の不一致や FEC 協議で生じた賠償処理をめぐる軋轢の他、米国の対ソ優先の政策や米華関係において実利を求める中華民国の譲歩という複合的な要素が影響していた。中華民国の対日賠償要求は、米国の対日占領政策の転換によって思惑通りに進展しなくなったのではなかった。賠償処理の結果は、中華民国を含む各連合国の相互作用によるものであり、その国際関係のなかでは、中華民国の賠償要求が挫折したとはみなされていなかったのである。